

前回の「神戸市居住支援協議会NEWS」では、事故物件の告知義務について、国交省が策定したガイドラインをお知らせしました。今回はセーフティネット住宅の登録要件の緩和と、居住支援法人を紹介します！

空き家・空き室でお困りの賃貸住宅を
セーフティネット住宅 に登録しませんか？

セーフティネット住宅とは
住宅確保要配慮者(※)に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（通称：住宅セーフティネット法）に基づき、住宅にお困りの方の入居を受け入れる住宅として登録する住宅のことです。

(※) 高齢者、外国人、子育て世帯等 住宅の確保に配慮が必要な方

登録した住宅は、専用 WEB サイトを通じて、広く周知されます。

セーフティネット住宅
情報提供システムはこちら▶



登録の
メリット

住宅確保要配慮者専用の賃貸住宅として登録する場合は、国から住宅の改修費補助を受けることができます。（要件あり）

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業
ホームページはこちら▶



神戸市の登録要件の面積基準が一般住宅の場合、「25㎡以上」から
「16㎡以上」に緩和されました！

登録要件		国の基準	市の緩和後の基準	
(面積基準)	一般住宅	25㎡以上	16㎡以上	
	台所等の設備を共用する住宅	18㎡以上	13㎡以上	
	共同居住型住宅 N:入居者の定員	専用居室の面積	9㎡以上	7㎡以上
		住宅全体の面積	(15N+10)㎡以上	(13N+10)㎡以上

神戸市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅促進計画（令和4年3月公表）により、面積基準が緩和されました。

詳しくは 神戸市建築住宅局政策課 TEL：078-595-6503

居住支援法人とは
住宅セーフティネット法に基づき、兵庫県が指定する団体のことです。入居支援や生活支援を行います。

居住支援法人の業務の事例

- ・単身高齢者の見守り
- ・日本に不慣れな外国人のサポート
- ・ひとり親家庭の転居支援 など

居住支援法人により、対応できる内容が異なります。
詳しくは各居住支援法人にお問合せください。

神戸市内で活動する居住支援法人の
一覧はこちらから ▶
26法人（令和4年6月末現在）



居住支援法人 をご存知ですか？

神戸市居住支援協議会事務局 すまいるネット
TEL：078-647-9902
(10：00～17：00 水曜・日曜・祝日定休)